

第二一三號 結核對策徹底に關する件

青森縣 竹内俊吉

提案理由

本病の現況と帝國の前途を考へ眞に寒心に堪へざるものあり依りて速に其の對策を講ずるの要あるを認む。

- 正)
一、工場事業場に於ける罹患者に對する療養は工場事業場の責任とし、猥りに歸郷せしめること。(結核豫防法の改
二、結核患者の公營隔離施設を速かに擴充すること。
三、結核患者の治療は原則として國費を以てすること。
四、國立化學療法研究所を設置すること。

第二一四號 國民をして汎く醫療の恩恵を受けしむるの件

石川縣 千田侃次郎

提案理由

今日尙醫療の恩恵國內に汎しと云ふことが出來ない。

その理由は、(一)醫師の偏在、(二)受療者の缺資力の二つであるが國としては所謂應急的な措置とは別に醫療制度そのものゝ根本的な討究とその確立が必要である、所謂開業醫制度そのものに對する検討、或は社會保險制度の再検討などを通じ保健と醫療に付ては國民全部がその恩恵を受け得る様な國家百年の計としての制度確立に努めて頂きたい。

建設案

現在の状態に於ては

一、國民健康保險法、健康保險法、職員健康保險法、船員健康保險法等、所謂社會保險及これと同一傾向を有つ共濟制度を統合し一系統の國民更生保險組合制度となすこと。この組合は(一)地域的に強制設立、強制加入組織となし(二)保険料の負擔は組合員の資力に應じ或は加重又は減免し、(三)國內全戸をこれに加入せしむることゝ爲す事がある。

斯くすれば全國民が總て醫療の恩恵を受くることを得るのみならず、社會保險制度多岐の爲め事務的煩雜に忙殺され、診療時間も著しく奪はれつゝある一般醫師にも夥しい利便を與ふるものである。

第二一五號 國民健康保險組合綱の完成に關する件

大分縣 佐藤賴光

提案理由

- 一、農山漁村全勞働能力の増進
二、國內人口源泉の涵養
三、農山漁村の文化施設の向上
を期する爲。

建設案

- 一、保険料の國庫負擔。
二、強制加入の方途の強化。

第二十六號 地方出身産業労務者の心身教化に關する件

山形縣 高橋辰一郎

高橋辰一郎

工場鑛山等の産業労務者教養に關しては、夫々關係法規の示す所に依り教養し居ることゝ信するも、地方農村出身的是等歸郷者男女青年の實情を觀るに、其の多くは健康を害し、或は敦厚素朴なる農村の美風を失ひ、寧ろ日常生活上にも思想的にも輕兆奇矯の惡風に染み、延いて純眞なる地方の青年に惡影響を及ぼし、究極するところ國家労働力の保安増産確保に至大の關係を有し、工場鑛山等に於ける労務者の教養訓練は意義極めて重大なるものあり、之が施設の完備と教養の徹底を要望す。

建 設 案

之が對策として左に要項を掲ぐ。

一、産業労務者教養に關する法令を強化すること。

二、事業主に對し教養施設を整備せしむること。

三、事業主並に労務者に對し産業報國精神を徹底せしめ、醫療施設の整備と健康増進を圖らしむること。

第二十七號 勤勞する母への保護施設の件

各界木内キヤウ

提案理由

一、勤勞する母は疲れ過ぎてゐます。

疲れ過ぎたものは正しさがありません。母としての勤めを缺いてゐます。

- 二、修養する時間と機關とがありません。
修養しないものには進歩がありません。
- 三、希望が阻止されてをります。
阻止からは生氣と氣魄が生まれません。
- 四、次代をあづかる母といふ尊敬をうけてをりません。
プライドの無いところには奴隸根性より外生れません。

現下男性に代つて御奉公せねばならぬ今日、正しき母として國策に順ふべき今日、疲れ過ぎの母、進歩なき母、生氣と氣魄とを持たざる母、日本魂を持たざる母の生れたらんには、百年後の日本の姿の如何なるべきかを思はなければなりません。これ本題を提出した理由であります。

建 設 案

- 一、
 - (一) 安心して幼年子女を托すことの出來る施設の増置(女學校、花嫁學校利用)
 - (二) 部分勤務の制(補助教員、補助者採用)
 - (三) 栄養食材料配給所の増設。
 - (四) 制服の支給。
 - (五) 心身の休養所(林間・臨海・健康寮の如き)
 - (六) 保健、修學の爲の旅行に對する交通及費用の便益を供與(月次又は期末旅行の如き)
- 二、
 - (一) 博物館式圖書館、研究所及相談所を各處に常設。

女學校・舊高等小學校・青年學校等に附設

- (一) 成績優秀のものに對して現職のまゝにて研學修養の途をひらくこと（希望なきときはやめ）

三、(一) その子女の向學途を開くこと。

(二) 待遇の昇進と地位の安定とを保證すること。

四、

(一) 世人の勤労する母に對する通念を改むるやう上司の指導強化を計ること。

第二一八號 農村保健對策の急遽整備に關する件

秋田縣片野重脩

提案理由

國民體位の增强は刻下喫緊の要事である。就中健兵の給源地であると共に戰時經濟運營の重責を負擔する農山漁村に於て近時胸部疾患者、トラホーム、乳幼兒、產婦疾患等著増の傾向を見るのは洵に深憂に堪えない。依つて政府は軍官民一體の事業として國家の強力なる施設指導によつて國民士氣の昂揚を圖り心身鍛錬の施設を講すると共に生活の科學化を徹底せしむる等の恒久策の確立と併行して當面の疾病救護に要する醫療組織を急速且つ積極的に強化し人口培養と農山漁村の健全明朗なる發達を企圖する事が緊急の要務である。

建設案

一、軍官民各方面關係者を以て組織する保健委員會等を設置し其の地域職域分擔を定め生活科學、榮養指導、疾病早期處理等に對し各般の方策を講ずる事が緊要であつて、特に結核撲滅に重點を置くことが現下の喫緊事である。

二、體育の生活化を圖り心身鍛錬道場を設置する等積極的體育鍛錬施設を講ずる必要がある。

三、農村住宅營團を設立し其の企畫設計に基いて住宅の根本的改良整備を圖る必要がある。

四、ファツシユミール其の他榮養糧食の配給を潤澤にする様大いに増産施設を講すべきである。

五、農山漁村出身の工饋勞務者は結核罹病率が特に高い實情にある。依て工饋場衛生施設の完備を圖ると共に罹病者又は歸還者の療養に對しては政府並に事業主をして全責任を負ふて之に當らしむ必要がある。

六、適當なる個所に結核療養所（簡易療養室）等を増置することが急務である。

七、各種傳染病患者の用品を處理する共同消毒所の設置が必要である。

八、病院並に醫師に委託して農村保健婦を養成するため、政府、府縣廳は助成の道を開くべきである。

九、郷土食を主とする榮養食の普及を圖るため榮養指導者養成講習會を當時開催する必要がある。

一〇、醫學教育に於て更に一層生活科學豫防醫學を重視して教育を施すことが緊要である。

一一、無醫村解消を目指し醫學教育機關に農山漁村に常住する醫師の養成を委託すると共に政府は醫療公營の準備を促進すべきである。

一二、國民學校、青年學校、教職員、師範學校、高學年者に對し生活科學看護學一般を教授することが急務である。

一三、國民學校、青年學校等の理科學教育は地方の實生活に即應する具體的教材を取り入れ青少年に對し新生活の指導を爲すことが大切である。

一四、翼賛會の文化部事業は生活指導部と緊密なる連絡の下に綜合的指導を爲すことが緊要である。

第二一九號 大政翼賛と社會事業

各界赤木朝治

提案理由

今や我邦未曾有の重大世局に際會し一億一心大政を翼賛して外新東亞の建設に邁進するの秋學國奉仕の精神を昂揚し

て其の實踐を徹底し以て大業の完遂を期せざる可からず。而して隣保相扶恒に克く皇民生活を強化確保するは最も緊切なる報國の行動と謂ふべし。歷朝上皇室に於かせられては天下億兆各々其の所を得、其の堵に安んぜざるもの無きを期させ給ひ、下良く聖旨に應へ奉るを期し、以て今日の聖代に及ぶたるは、實に萬邦無比の光輝ある國史に炳たり。而して今次支那事變勃發以來聖恩益恭きを拜するは洵に感泣に堪へざるところなり。即ち皇國の民相率ひて其の厚生の確保を圖るは亦皇民の凡てに課せられたる盡忠報國的重大責務たり。吾等は深く時勢を省察し、私を棄て公に殉ひ挺身以て時艱の克服に邁進し、以て皇國の隆運に寄與するところなかる可からず。之れ即ち本案を提出する所以なり。

建 設 案

政府及び大政翼賛會に於ては公益の諸機關並に其の組織團體等を動員して全國民相協力する機構を整へて以て奉仕の精神を昂揚し、其の實踐の徹底を期する様指導せられむことを望む。

例

一、町内會、部落會内に社會事業の部門を設置し夫々社會事業機關（方面委員、少年教護委員、其他社會事業家）を其の活動推進班たらしめ奉仕實踐の徹底を期すること。

二、男女青年團員、學生々徒等に對し奉仕の精神を體得せしむる爲め實踐的訓練を實施すること。

第二二〇號 國民健全娛樂に關する國家の方針を明確に一定し娛樂機關をして一元的にその方針に

順應せしめ得る方策を樹立するの件

各界大谷竹次郎

提 案 理 由

非常時局情勢の重加及び長期化に對應し國民は益々健全明朗なる精神を昂揚して之に耐うべきであり、その爲に健全

娛樂の普及が最緊要なることは云ふを俟たない。然し所謂健全娛樂に就て從來關係官廳當局の所説はややもすれば抽象的に流れ明瞭なる具體的方針の確立を見ない。従つて娛樂機關が往々其全能力を發揮し得ない感みがある。その原因の一としては關係官廳が多岐に分れてゐることも數へらるべきである。

吾人は時艱を克服する國民精神力培養の爲め先づ健全娛樂なるものに瑣末の批評を恐れざる根本方針を確立し、その方針の指示する方向の一元化を喫緊なりと認む。

建 設 案

從來內務、厚生、文部の各省及び情報局等にある娛樂關係の部門を一丸として新たに一局を新設し、これに官民の斯道有識經驗者を網羅せしめて所期の目的實現に邁進する。

其國家的重要性に鑑み、或は之を獨逸の宣傳省の如く獨立省と爲すことも一法である。

この提案は時局下最も重要な問題であつて、是非その實現を見ねばならぬことと思料せられる。就ては若しこれを永久の方策として採納することに何らかの難點がありとせば、せめて事變下の非常時局中だけなりとも、非常時對策の一つとして實行されんことを切望する。

第二二一號 農村娛樂として純農村向映畫作製に關する件

栃木縣川俣憲治

提 案 理 由

文化娛樂機關に惠まれざる現下農村の文化を向上し健全なる娛樂を以て教化並に慰安の途を與へるは生產力の維持増進上極めて緊要なり。而してその方策は種々ありと雖も映畫の活用は最も效果的なりと信す。然るに現在製作されつゝある映畫は多くは都會中心にして農村の實狀に即せず、社會教化上極めて遺憾とす。依つて速かにその弊を除去するため健全にして明朗なる純農村向映畫の製作を望む。

建 設 案

現在民間映畫會社の製作に係る各種映畫は何れも興業價値に重點を置く爲めに自然都會中心にして輕薄なるもの多く偶々農村映畫と銘打るものも眞に農村を理解せず徒らに農村に於ける暗黒面のみを誇張し、或は農民生活を甚だしく歪曲せるもの少しあらず。故に國家に於て之が統制を強化し、明朝にして科學性ある純農村向映畫を作製せしむるか、乃至は翼賛會に於て直接これを製作配給し、更に常設映畫館の設備なき農山村に對しては巡回映畫班派遣等により増産使命達成に挺身しつゝある農民に慰安を與へ、且つ健全なる農村文化の向上を期することは極めて緊要なり。

三、防空に關するもの

第二二二號 都市防空を完璧ならしむる件

京都市 坪田光藏
川上清

提案理由

一、防空訓練指導方針の不徹底の爲大都市々民は未だに空襲に堪へる自信を有すに至らず。

二、防空關係資材の整備困難なること。

建設案

一、防空訓練指導方針の確立、徹底を計ること。
二、防空諸團體の連絡、提携を緊密化すること。
三、速かに防空體制確立の國土計畫を樹立實施すること。

629